

福島県廃棄物処理計画の見直しの方向（案） 【一般廃棄物関係】

資料をお読みになるときの注意点

- 第1章は、現計画の文面のうち、[] の部分と下線部は、修正等をしております。
- 第2章第1節及び第2節は、平成16年度の「廃棄物実態調査」の結果等に基づき、現計画のデータを新しいものに更新しております。
- 第2章第3節以降は、ほとんど、現計画の原文を記載しておりますが、下段にそれに対する事務局の見直しの視点等を記載しております。なお、平成16年度の「廃棄物実態調査」の結果等に基づき、新しいデータを記載した部分は [] と下線で示しております。

第1章 廃棄物処理計画の見直しの趣旨

1節 計画見直しの背景と目的

福島県廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）は、循環型社会を実現するため、廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理できる体制を整備することが大きな課題となっていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第147号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、平成14年度から平成22年度を計画期間とする9ヶ年計画として、平成14年3月に策定されました。

「処理計画」策定後、県は、県民、事業者、市町村とともに、具体的な施策に取組み、「ごみ処理広域化の推進」、「事業者の自主的取組みの促進」、「各種リサイクル法の円滑な推進」、「ダイオキシン類対策」、「県外廃棄物の抑制」など一定の成果をあげるとともに、再利用・減量化量の増加、最終処分量の減少などが進んでいます。

しかしながら、依然として本県の廃棄物の排出量は高水準で推移しており、また、不法投棄が後を絶たないことから、さらなる取組みの強化が求められています。

また、「処理計画」策定後の新たな法制度等の動向や、「福島県循環型社会形成に関する条例」の基本理念等を踏まえた新たな対応も必要となっています。

現「処理計画」では、こうした社会経済環境の変化等に対応するため、計画期間の中間年次に、その進捗状況等を踏まえながら、見直しを行うこととしており、循環型社会づくりに向けた取組みを一層強めていくという基本的な考え方をもとに、「処理計画」を見直すものです。

2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第5条の5で都道府県が国的基本方針に即して区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し定めなければならないとされている「廃棄物処理計画」です。

また、福島県新長期総合計画「うつくしま21」における重点施策体系に示されている、循環型社会形成のための環境への負荷の少ないライフスタイルの実現に向けた実践行動を推進するための計画としても位置づけされ、市町村の一般廃棄物処理計画と整合をとりながら、廃棄物の減量と適正処理を推進することとします。

3節 計画の期間

本計画の対象期間は、計画期間後半5年間である平成18年度から平成22年度までとします。

第4節 廃棄物処理計画と関係する他の県計画

1 福島県新長期総合計画「うつくしま21」（平成12年12月策定）

めまぐるしい環境変化や社会の複雑化の中では、将来のあるべき姿を主体的に描き、意識的に県づくりを進めていくことが必要であり、21世紀の最初の10年間は、新世紀を支える新しい社会システムの構築に当るべき期間であることから、さまざまな主体がこうしたシステムの構築に向けてともに取り組んでいくためのよりどころとなるべきものとして策定されました。

重点施策体系の一つとして、循環型社会の形成のための環境への負荷の少ないライフスタイルの実現が位置づけられています。

2 福島県環境基本計画「うつくしま環境プラン21」（平成14年3月）

福島県環境基本計画は、福島県環境基本条例に基づき、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成9年3月に策定されましたが、新たな県の長期総合計画「うつくしま21」が策定されたことや環境を取りまく状況の変化に的確に対応するため平成13年度に見直しを行い、平成14年3月に新たな福島県環境基本計画（うつくしま環境プラン21）を策定しました。

この計画では、計画の目標である「自然と共生する地球にやさしい”ふくしま”」を目指して4つの目標「環境との共生」、「循環」、「地球環境保全」、「参加と連携」を設定し、（1）自然と人との共生、（2）環境への負荷の少ない循環型社会の形成（3）地球環境保全への積極的な取組み、（4）環境教育・学習の推進、（5）参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築、（6）共通的、基盤的な施策の推進の6つの基本方針に基づいて環境の保全のための各種の施策を展開することとしています。

また、施策（中項目）ごとに数値目標を掲げ、PDCA（Plan、Do、Check、Action）サイクルによる進行管理を行うことにより、常にレベルアップを図ることとしています。併せて、県民、事業者、行政が連携して、環境保全のための取組みが行われるよう、計画の普及、啓発を図ることとしています。

3 アジェンダ21ふくしま（平成8年3月策定）

地球環境問題や都市型・生活型公害問題などの近年の環境問題が、わたしたち一人ひとりの日常生活や地域の経済活動に伴う環境への負荷の増大に起因していることから、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式あるいは社会システムを見直し、持続的発展が可能な環境保全型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で取り組むべき具体的な環境保全のための行動の実践を推進することとしています。

特に、アジェンダ21ふくしまの項目から重点的に取り組むべき事項を4項目に絞った「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」を推進しています。

4 福島県循環型社会形成推進計画（仮称）（平成18年3月策定予定）

現在策定に向け審議中。

5 第2期福島県ごみ減量化・リサイクル推進計画（平成13年3月策定）

近年のごみ排出量の増加及び適正処理が困難な廃棄物の増加に対応するため、県の長期的なごみ減量化・再生利用の基本方針、関係者の役割分担及び具体的な施策を明らかにしたもので、目標年度を平成22年度とし、ごみ減量化の目標値を1人1日当たりのごみの排出量930g、リサイクル率26%、ごみの最終処分量を225t／日と設定し、その達成に向け施策を推進しています。

なお、当該計画は今回の見直しにおいて、「処理計画」と統合します。

6 福島県分別収集促進計画（第4期）（平成17年8月策定）

家庭ごみの容積比で約6割、重量比で約2～3割という大きな割合を占め、かつ、再生資源として利用が可能な容器包装廃棄物に着目し、消費者（住民）は分別して排出、市町村は分別収集と保管、事業者は再商品化というそれぞれの役割分担の下にリサイクルを進めるシステムとして、平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）が制定されています。

この容器包装リサイクル法に基づき、市町村等では、容器包装廃棄物の分別排出、分別収集の基礎となる第1期の「市町村分別収集計画」を平成8年に策定するとともに、県としては、その市町村計画を踏まえた「福島県分別収集促進計画」を策定し、平成9年4月から容器包装のリサイクルが開始されたところです。その後、3年ごとに計画の見直しを行いながら、第4期計画（平成17年8月策定）においては、平成18年度までに容器包装リサイクル法に定める10区分の分別収集を実施する計画を策定したところであります。このことにより、本県における容器包装廃棄物の減量化、再資源化がより一層促進されるものと考えています。

7 福島県ごみ処理広域化計画（平成11年5月策定）

市町村におけるごみ処理事業については、ダイオキシン類の削減対策、適正な最終処分場の確保、ごみの減量化・再生利用の推進、小規模なごみ焼却施設等を集約化し、広域的に処理することによる公共事業のコスト縮減などが求められています。

これらの課題を解決し、適正なごみ処理を推進していくために、今後は、ごみ処理の広域化が必要とされていることから、県内を複数のごみ処理広域化ブロックに分け、今後

の廃棄物処理施設の整備に係る基本的な方針を定めたものです。

今後は、当該計画に基づき、広域化ブロック内の市町村が連携を図り、計画的に広域的なごみ焼却施設等の整備が図られるよう広域的なごみ処理体制の整備等に関して市町村に助言を行うこととしています。

8 福島県全県域下水道化構想 (平成7年3月策定 平成16年4月見直し)

県内の汚水処理事業を効率的に推進し、計画的に普及率を向上させるため、下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等の各種汚水処理施設の適正な配置と運用を定める長期的・総合的なマスタープランが不可欠であるため、県内全域を対象とした汚水処理の整備区域、手法、スケジュール等を定めたものです。

本構想を指針として各種事業を計画的に推進し、汚水処理施設整備率の向上を含め、公共用水域の水質保全や生活環境の改善等「うつくしいふくしま」の実現に寄与することとしています。

第5節 廃棄物処理計画と市町村計画との関係

市町村においては、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画及び容器包装リサイクル法に基づく市町村分別収集計画等を策定しています。処理計画は、これらの計画と調整を図り、本県の達成すべき目標や方向性を示したものです。従って、市町村においては、本計画を踏まえ地域の実情に応じた対応をとって頂くという相互関係にあります。

第6節 計画見直しの手法

この処理計画は、県民、事業者、行政が共通理解に立ち、それぞれの役割分担のもとに、廃棄物の減量化やリサイクルの推進に取り組むことを期待しています。

従って、平成12年度に策定した「第2期福島県ごみ減量化・リサイクル推進計画」(今回の見直しで処理計画に統合予定) 及び平成16年度に実施した福島県廃棄物実態調査(平成15年度実績)との整合を図るとともに、ホームページ等を利用した県民からの意見を取り入れ、市町村、府内各グループと調整、検討のうえ、学識経験者、消費者及び行政からなる「福島県環境審議会」において処理計画の内容の審議を経て見直しを行いました。

第2章 一般廃棄物の処理

第1節 処理区域

一般廃棄物の処理は、市町村及び一部事務組合（地方自治法第284条に基づく特別地方公共団体）により行われており、その処理を行う区域（計画処理区域）は、面積13,782.48km²、人口2,125,829人（住民基本台帳（H15.10.1））でごみ、し尿ともに全県域となっています。

第2節 現状と将来予測

1 一般廃棄物の排出及び処理の現状

排出及び処理の現状については、平成15年度までの実績値を示しており、排出量及び処理量の将来予測にあたっては、平成15年度を基準年度としています。

(1) ごみ処理

ア 排出、処理の現状

(ア) ごみの排出状況

ごみの排出量は、ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成10年度はダイオキシン類の排出削減のため家庭や事業所等の小型焼却炉の使用が廃止され、それまで小型焼却炉で焼却していた分が、市町村のごみ処理施設に搬入されたことや集中豪雨による水害に起因したごみの排出などにより増加しました。

その後、増加傾向にありましたが、平成13年度をピークに減少に転じています。

図1 ごみの排出量及び総人口の推移

平成6年度から平成15年度までのごみ排出量（t／年）と総人口（人）の推移を表したグラフを掲載します。

(イ) 1人1日当たりのごみの排出状況

平成10年度からダイオキシン類の排出削減対策により増加傾向にありましたが、平成15年度は減少に転じ、1人1日当たり1,043gとなっています。

全国平均と比較すると、平成14年度で福島県は全国平均よりも54g少なくなっています。

また、地区別に比較すると、最も多いのは「いわき地区」（1,166g/人・日）となっており、次いで「県北地区」、「県中地区」となっています。

一方、最も少ないのは「県南地区」（885g/人・日）となっており、最も多い「いわき地区」は最も少ない「県南地区」の約1.3倍となっています。

図2 1人1日当たりのごみ排出量の推移

平成6年度から平成15年度までの国と県の1人1日当たりごみ排出量（g／人・日）の推移を表したグラフを掲載します。

図3 1人1日当たりのごみ排出量の推移（地区別）

平成6年度から平成15年度までの地区別の1人1日当たりごみ排出量（g／人・日）の推移を表したグラフを掲載します。

（参考）

- ◆ごみ処理の状況 平成15年度の県内のごみの排出量は、809, 307トンでした。一日当たりに換算すると2, 218トン（①+②）となり、そのうちごみの収集量（ごみ処理量）は、2, 210トン（①）です。その内訳は、直接埋立量51トン（③）、直接焼却量1, 857トン（④）、焼却以外の中間処理量は222トン（⑤+⑥+⑦）となっています。
また、中間処理後211トン（⑧）が資源化されており、337トン（③+⑨+⑩）が最終処分されています。

図4 ごみ処理フローシート（平成15年度）

平成15年度のごみ処理フローの図を掲載します。

（ウ）資源化量

市町村等が設置する粗大ごみ処理施設等で処理され資源化した量は、平成9年度の容器包装リサイクル法の本格施行や県民のリサイクル意識の高まりにより、平成13年度までは増加傾向にありましたが、近年は横ばい傾向にあります。一方、子供会や婦人団体等が行った集団回収量は平成6年以降増加傾向にあります。

図5 資源化量と集団回収量の推移

平成6年度から平成15年度までの資源化量（t/日）と集団回収量（t/日）の推移を表したグラフを掲載します。

（エ）リサイクル率

平成9年度の容器包装リサイクル法の本格施行や県民のリサイクル意識の高まりなどにより平成13年までは増加傾向にありましたが、近年は横ばい傾向にありま

す。全国平均と比較すると全国平均15.9%に比べ福島県は14.2%となっており、1.7ポイントの開きがあります。

また、地区別に比較すると、最も高いのは「会津地区」(16.5%)であり、以下「いわき地区」、「県南地区」と続き、一方、最も低いのは「南会津地区」(9.0%)となっており、最も高い「会津地区」と最も低い「南会津地区」との差は7.5ポイントとなっています。

図6 リサイクル率の推移

平成6年度から平成15年度までの国と県のリサイクル率(%)の推移を表したグラフを掲載します。

図7 リサイクル率の推移(地区別)

平成6年度から平成15年度までの地区別のリサイクル率(%)の推移を表したグラフを掲載します。

(参考)

◆容器包装リサイクル法に係る分別収集量

容器包装リサイクル法は平成12年度に完全施行となり、10品目による分別収集が開始されました。なお、県内では、平成18年度中に全市町村において10品目の分別収集が行われる予定です。

図8 容器包装リサイクル法に係る分別収集量の推移

平成9年度から平成15年度までの容器包装リサイクル法に係る分別収集量の推移を表したグラフを掲載します。

(才) 最終処分量

ごみは埋め立てることによって最終処分されますが、直接埋め立てるものの外、焼却後の残さなども埋立処分されています。

埋立量は近年、減少傾向にあります。

図9 最終処分量の推移

平成6年度から平成15年度までの最終処分量（t／日）の推移を表したグラフを掲載します。

イ ごみ処理の事業費及びごみ処理の有料化

(ア) ごみ処理の費用

ごみ処理の費用は、施設の建設・改良費と処理及び維持管理費からなります。

建設・改良費については、平成10年度から平成14年度は焼却施設に係るダイオキシン類対策のための改良工事費の増加により高額の傾向にありましたが、平成15年度は大幅に減少しています。

処理及び維持管理経費については、県民1人当たり7,751円であり、平成6年度の5,979円と比較すると、約30%増加しています。

図10 1人当たりのごみ処理費用の推移

1人当たりのごみ処理費用の推移を表したグラフを掲載します。

(イ) ごみ処理の有料化

市町村におけるごみ処理有料化の実施状況は次のとおりです。

表1 ごみ処理有料化の実施市町村数（平成15年度）

平成15年度のごみ処理有料化実施市町村数を示した表を掲載します。

(2) 生活排水処理

平成15年度の汚水処理人口は、1,259,148人（普及率は59.5%）となっていきます。

2 一般廃棄物の排出量及び処理量の将来予測

(1) ごみ処理

将来予測は、これまでの動向が将来も続くものとして、平成15年度を基準年度として推計しました。

ア ごみの排出量

ごみの排出量は、地区毎に生活系ごみの排出量、事業系ごみの排出量及び自家処理量をそれぞれ予測し、これらを合算し、平成22年度における県内でのごみ排出量を推計しました。ごみ排出量は約78万5千tであり、1人1日当たりに換算すると1,03

6 g／人・日と推計されました。

イ リサイクル率

リサイクル率は、地区毎にごみ処理量、資源化量及び集団回収量をそれぞれ予測し、これらから、平成22年度における県内でのリサイクル率を推計しました。

リサイクル率は、14.2%と推計されました。

ウ 最終処分量

最終処分量は、地区毎に直接埋立量、焼却残渣埋立量及び焼却残渣以外の埋立量をそれぞれ予測し、これらを合算することにより平成22年度における県内での最終処分量を推計しました。

最終処分量は、327t／日と推計されました。

表2 排出量、リサイクル率及び最終処分量の将来予測

平成22年度の1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)、リサイクル率(%)、最終処分量(t/日)の将来予測を示した表を掲載します。

(2) 生活排水処理

平成7年度に策定(平成16年度改正)した福島県全県域下水道化構想では、平成22年度の汚水処理人口普及率は、76%程度を目標として、生活排水処理施設の整備を推進していくこととしております。

表3 汚水処理人口普及率の将来予測

表3 汚水処理人口普及率の将来予測

平成22年度の汚水処理人口普及率の将来予測を示した表を掲載します。

第3節 一般廃棄物の減量・適正処理に関する課題

1 第1期ごみ減量化・再生利用推進計画の目標達成の見込み

平成6年3月に策定したこの計画において、平成12年度を目標年度とし、目標を定め、ごみの減量化とリサイクルを推進してきました。

その達成の見込みについては、次のとおりであります。

(1) ごみ減量化の目標値

平成11年度のごみの排出量は80万トンで、平成12年度目標値の75万6千トンを4万4千トン超過している状況です。

使い捨て商品の増加や、今後もダイオキシン類の削減のため、家庭、事業所等で小型焼却炉の使用をやめた分について、市町村のごみ処理施設へ搬入されることが予想されることから、これまでのごみ減量化の取組みを行ったとしても、目標値の達成は

困難であると見込まれます。

(2) 資源化の目標値

資源化率は、年々増加の傾向にあり、平成11年度の資源化率は、8.7%となっています。

施設の整備や県民の意識の高揚、容器包装リサイクル法の完全施行などにより、リサイクルが進むと予測され、平成12年度の目標値の10%はおおむね達成できると見込まれます。

【見直しの視点等】

- 第2期ごみ減量化・リサイクル推進計画については、本計画と統合することとしたことから、目標年度である平成22年度の達成見込みについて実態調査の結果を踏まえ、本計画の中に位置づけることとする。

2 ごみ処理に関する課題

これまでのごみ処理の状況から、次のような課題が考えられます。

- ①大量消費・大量廃棄型社会から、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会へ転換するためには、ライフスタイルを変えていくことが必要です。
- ②ごみの排出抑制と適正な処理を推進するため、ごみ処理有料化等効果的な方策について調査、検討する必要があります。
- ③リサイクルを推進するためには、リサイクル関連法の円滑な実施と県民・事業者・市町村・国・県が一体となった推進体制を構築していくことが必要です。
- ④市町村が行うごみ処理については、ダイオキシン類や有害物質の排出を出来るだけ抑制するよう努めるとともに、効率的な事業を行うため、ごみ処理の広域化を進めていく必要があります。
- ⑤ごみ処理に伴って生ずるエネルギーの有効利用や溶融スラグの再生利用を進める必要があります。
- ⑥不法投棄等の不適正処理を防止するため、リサイクルシステムの整備を推進するとともに、県民に対する的確な情報の提供や環境教育の充実を図る必要があります。

【見直しの視点等】

- ごみ処理の有料化についてその有効性を検証したうえで、促進していくものとする。
- 市町村が行うごみ処理に関し、ダイオキシン類や有害物質の排出対策はハード面においては対策が進められてきていることから、今後はソフト面を含め、排出抑制を進めること。

○ 災害廃棄物等の処理体制の確保について追加する。

3 生活排水に関する課題

生活排水対策を進めるには次のような課題が考えられます。

- ① 貴重な水資源や水環境を保全するためには、し尿ばかりでなく生活雑排水についても適正に処理したうえで、公共用水域へ放流されることが必要です。
- ② 生活排水処理施設の整備については、地域の特性に合わせ、下水道や農業集落排水施設及び合併処理浄化槽それぞれの特徴を生かした事業の推進が必要です。
- ③ 生活排水処理施設の能力を発揮させるためには、処理方式に応じた施設の適切な維持管理を行うことが必要です。

第4節 減量化の目標と方策

1 基本方針

一般廃棄物に関する課題を踏まえ、次の3つの柱を目標の基本方針とし、県民、事業者、市町村及び県はそれぞれの役割分担の下で目標実現のために取り組んでいくものとします。

- ① ごみ発生の抑制（ごみとなる前の取組み）
- ② リサイクルの推進（ごみ資源化の取組み）
- ③ 資源化施設の整備（ごみとして収集した後の取組み）

- 【見直しの視点等】
- 基本方針については、3つの柱を中心として、施策に具体性、実効性を持たせるようになる。

2 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標値

ごみの排出量及び処理量の目標値は、「第2期福島県ごみ減量化・リサイクル推進計画」を踏まえ次のように設定しました。

排出量は、県民、事業者及び行政の各々がごみ排出抑制の取組みを行うことにより、削減可能と見込まれる量を差し引いて目標値を設定しました。

再生利用量は、市町村等における容器包装の分別収集の促進や、焼却溶融施設で発生する溶融スラグ等のリサイクルを見込んで目標値を設定しました。

中間処理による減量は、排出量から再生利用量及び最終処分量を差し引いた量を目標値

として設定しました。

最終処分量は、廃棄物の排出量を抑制し、リサイクルを推進したうえで、再生利用できない廃棄物について、焼却等の中間処理を行い、最終処分量を抑制するという考え方で目標値を設定しました。

【見直しの視点等】

- 第2期福島県ごみ減量化・リサイクル推進計画及び県の長期総合計画の指標となっている「1人1日当たりのごみ排出量」「リサイクル率」「最終処分量(t/日)」などを基本としてさらに県民に分かりやすい目標指標を検討する。
- 1人1日当たりのごみ排出量について生活系、事業系に分けたデータを掲載する。

表4 排出量及び処理量の目標値

(単位:千トン)

	基準年度	目標	
	平成10年度	平成17年度	平成22年度
ごみの排出量	802	758	726
再生利用量	62 (8%)	109 (14%)	142 (20%)
中間処理による減量	603 (75%)	544 (72%)	502 (69%)
最終処分量	137 (17%)	105 (14%)	82 (11%)

注 1 括弧内は各年度のごみの排出量に対する割合を示します。

2 再生利用量、中間処理による減量及び最終処分量を合わせるとごみの排出量となります。

(参考)

平成22年度の排出量及び処理量の目標値を1人1日当たりの量に換算すると次のようにになります。

◆1人1日当たりのごみの排出量

平成10年度実績値	平成15年度速報値	平成22年度目標値
1,023g/人・日	→ 1,043g/人・日	→ 930g/人・日

◆再生利用量(資源化量)

平成10年度実績値	平成15年度速報値	平成22年度目標値
78g/人・日	→ 99g/人・日	→ 182g/人・日

◆中間処理による減量

平成10年度実績値	平成15年度速報値	平成22年度目標値
770g/人・日	→ 786g/人・日	→ 643g/人・日

◆最終処分量

平成10年度実績値	平成15年度速報値	平成22年度目標値
175g/人・日	→ 158g/人・日	→ 105g/人・日

3 目標達成のための推進施策

目標を達成するため基本方針に基づき、次の施策の推進を図ることとします。

(1) ごみ発生の抑制（ごみとなる前の取組み）

過剰包装防止対策の実施

ごみの増加要因の一つとして過剰包装があげられますが、その解消を図るために消費者、小売店の双方の理解を得ることが必要なことから、次に掲げる事項に留意した上で、過剰包装解消運動を推進するものとします。

- ① 小売店は、商品の販売時に包装の簡素化やトレイ使用の削減などにより、過剰包装解消に努めます。
- ② 県は、ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組む県内の小売店・事業所などを、「うつくしま、エコショップ等」として認定し、広報周知を行うことにより、ごみの減量化・リサイクルを推進します。
- ③ 県、市町村及び小売店は、マイ・バッグやマイ・バスケットのキャンペーンを展開し、レジ袋の使用削減を図ります。
- ④ 商品輸送における過剰包装を自粛するよう、関係各業界に対して行政・小売店双方から要請します。

住民の自家処理への助成（生ごみ処理機等の普及）

ごみの減量化を推進するためには、住民自らがごみ処理を行うことも極めて有効なことです。特に、毎日排出されるごみのうち、重量で最も大きな割合を占める生ごみの資源化(堆肥化)を図ることは、減量化の効果も大きいことから、積極的に推進する必要があります。

半数以上の市町村においては、生ごみ処理機やコンポスト容器への助成策を実施しておりますが、未実施の市町村に対し、助成制度の導入を促すとともに、正しい利用方法の啓発と、堆肥の利活用を進めるため、地域における農家等利用者との連携体制の構築などを推進します。

普及啓発活動の推進

ごみの減量化・リサイクルを効果的に促進するためには、その必要性と推進システムについて、県民や事業者の理解と協力を得ることが大切であるため、次に掲げ

るような活動を実施し、普及啓発を行います。

① 意識改革の促進

県・市町村等は、県民・事業者に対して使い捨て型のライフスタイルから廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化を一層推進する循環型社会への転換に向けて、ごみ減量化やリサイクルなどに関する様々な情報を発信し啓発を行います。

また、平成13年度から毎年10月を「うつくしま、ごみ減量化・リサイクル月間」とし、市町村、事業所及び商工会等とともに、広く県民に呼びかけ、ごみ減量化・リサイクル推進の県民運動として展開することとします。

② 多量排出事業者に対する指導啓発

市町村は、事業系一般廃棄物の減量化・資源化を図るために、多量排出事業者に対し、減量化計画の策定などの具体的な方策について積極的な指導啓発を行います。

③ 廃棄物減量等指導員の設置

市町村は、その施策に住民からの協力を得るために、地域的指導者として廃棄物等減量指導員を設置し、住民への普及啓発活動を行います。

④ 地域活動への支援

自治体、PTA、公民館、学校、地域グループ、NPO（民間非営利組織）等が開催するごみ減量化・リサイクル推進に係る研修会、学習会等に福島県環境アドバイザーや職員を派遣するなどして、県民に対し、様々な学習機会の提供に努め、県民の環境学習を推進・支援します。

⑤ 環境教育・学習の充実

学校教育の場において副読本、パンフレット等を配布するなど環境教育の教材を活用し、次代を担う子供達のごみ減量化・リサイクルに対する意識を育てる取組みを行います。

⑥ 県民への情報提供

県、市町村は、計画の目標達成状況やごみの減量化・リサイクルに関する実践事例などの情報を県民事業者等に的確に提供します。

ごみ処理有料化の検討

ごみの施設整備費用の増加に対応するための経済的手法として、また、ごみの減量化に資するため、家庭ごみの処理の有料化の導入等について調査、検討する必要があります。

不用品交換事業の推進

家庭や事業所から発生する不用品を再利用することは、ごみの減量化を図るうえで重要なことであるため、市町村及び関係団体等は、フリーマーケットやバザー等の開催を積極的に推進します。

【見直しの視点等】

- ごみ減量化の施策の1つとして提示している「意識改革の促進」について県民主導の「もったいない運動」を支援することにより、その効果をより大きくする。
- 事業系ごみの減量化について、環境マネジメントに積極的に取り組むなど、より具体的、実践的な表現とする。

- ごみ処理の有料化についてその有効性を検証したうえで、促進していくものとする。また、ごみ処理有料化によるごみ処理経費における経済的な効果についても検討する。

(2) リサイクルの推進 (ごみ資源化の取組み)

ごみの分別収集の徹底

容器包装リサイクル法、特定家電用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）などの法律により制度化された既存のリサイクルシステムや新たなリサイクルシステムに対応するため、住民の理解と協力を得ながら分別排出・分別収集を促進します。

① 容器包装リサイクル法の取組み

各市町村においては、分別対象品目全ての分別収集に努めるものとします。また、県及び市町村は、県民への分別排出方法等の普及啓発に努めます。

② 家電リサイクル法の取組み

特定家庭用機器廃棄物のリサイクルについて、消費者、小売店、家電製造業者等は、それぞれの役割分担に応じた取組みを行います。

③ その他リサイクル制度への取組み

県民、事業者、行政は、各主体の役割分担に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）などが円滑に機能するよう、リサイクルシステムづくりに積極的に取り組みます。

④ その他資源物回収の取組み

市町村は、新聞、雑誌等の古紙の収集について、地域にあった回収方法を検討し、積極的に実施します。

⑤ 県内統一した分別基準の検討

効率的な分別収集と再生利用を行うためには、県内統一した分別排出の標準化が必要であるため、標準化に向けた検討を図ります。

集団回収の促進

集団回収を通じてリサイクル活動への住民の参加を促すとともに、リサイクル意識の醸成とごみの減量化、資源のリサイクルを進めます。

市町村は、社会教育としての環境教育や地域コミュニティの連携の観点も含め、次により積極的に集団回収を推進します。また、住民が集団回収を実践しやすい環境を作るため、県は市町村と連携して集団回収等に関する情報の提供に努めます。

- ・市町村は、住民団体、回収業者等との連携を図り、回収ルートを確立し、回収頻度を高めます。

- ・市町村は、再生事業者との連携を図り、再生ルートを確立するとともに、回収

品目の拡大に努めることとします。

- ・市町村は、住民団体等に集積場所や回収機材を貸与するとともに、回収意欲を増進するため助成を行うことにより、円滑な集団回収の促進に努めます。
- ・市町村は、集団回収の必要性や効果等を啓発し、実施団体の増加に努めます。

流通販売業者による回収ルートの確立

流通販売業者は、トレー や牛乳パックなどの店頭での回収ルートの創設、拡充などに努め、県、市町村は、こうした回収ルートの普及に努めます。

オフィス古紙回収等の促進

オフィス等事業所は、事務のOA化等により古紙を大量に排出していますが、事業所が町内会方式により共同で資源回収を実施するいわゆるオフィス町内会方式などにより、古紙の分別を徹底し、回収・再生ルートを確立し、減量化・資源化に努めます。

再生利用優良団体等の表彰

県は、リサイクルに大きく貢献している住民団体、学校、事業所等に対する表彰制度等への推薦や表彰を通じて、その活動を広く知らせることにより、リサイクルの推進を図ります。

廃棄物再生事業者登録制度の活用

県は、廃棄物処理法に基づく廃棄物再生事業者登録制度を活用し、優良な再生事業者の登録を行い、資源ごみ回収を実施している市町村、事業者等への情報提供を行うことにより、再生事業の推進を図ります。

リサイクル商品の利用促進（グリーン購入）

資源の有効利用を図るため、リサイクル商品を積極的に利用することが必要であることから、県民、事業者、行政はリサイクル商品の利用促進に努めます。

【見直しの視点等】

- 容器包装リサイクル法に基づく分別収集は、リサイクル率向上に必要不可欠な施策であることから、より具体的、実践的な施策を盛り込むこととする。
- 自動車リサイクル法、パソコンのリサイクルシステムの確立など新たなリサイクル制度に対応した表現とする。
- リサイクル製品の製造促進の取り組みについて追加する。
- 目標を達成するための推進施策全般について、参考として具体的に効果を上げている実例を掲載する。

(3) 資源化施設等の整備（ごみとして収集した後の取組み）

資源化施設の整備

ごみ減量化・リサイクルを推進するためには、リサイクル関連施設の整備が急務であるため、市町村は、国庫補助事業を活用しながら粗大ごみ処理施設やリサイクルプラザなどの資源化施設の整備を推進します。

県は、市町村が行う施設の整備に対し技術的な助言、指導を行うと共に、環境保全と効率化を図るために広域的な設置について推進します。

堆肥化施設の整備

生ごみは、排出されるごみの中でも高い割合を占めており、生ごみの堆肥化を進めることは資源の有効利用につながるため、市町村は汚泥再生処理センターなどの整備を推進するとともに、生ごみの集合処理に向けたリサイクルの仕組みづくりを推進することとします。

施設の整備手法の調査研究

県、市町村は、廃棄物処理施設の整備を進めるに当たって、民間事業者の資金、経営ノウハウ、技術力を活用するPFI方式について調査研究を行うものとします。

回収事業者との連携

リサイクルを推進するためには、再生事業者の協力は不可欠であり、市町村はなお一層効率的にリサイクルが推進されるよう回収事業者との連携の強化に努めます。

【見直しの視点等】

- 施設の整備手法の多様性を踏まえ、新たな整備手法に関わる調査研究について盛り込むこととする。

4 目標達成のための県民、事業者、地方公共団体等の役割

ごみ減量化・リサイクルを効率的に推進するためには、県民等の役割を明確にする必要があります。

県民、事業者、市町村及び県は次に掲げるそれぞれの立場からの役割分担のもとに協力しあいながら、本計画の目標を達成するものとします。

(1) 県民の役割

使い捨てライフスタイルからの脱却

① 推進主体としての自覚

ごみの減量化やリサイクルの必要性を認識し、これを推進するための主役は

県民であることを自覚しながら、ライフスタイルの見直しを行い、減量化等を積極的に推進するものとします。

② 商品購入の意識改革と簡易包装の協力

便利さだけから判断するのではなく、使ったあとにごみにならないか、資源としてリサイクルが可能であるか、過剰包装となっていないかなどを考え商品を購入するものとします。

③ ものを大切にし、環境に配慮する意識の高揚

ものを簡単に捨てない、できるだけ長期間使用するなど、ものを大切にし、無駄をなくす工夫をするとともに、リフォーム等による再利用に心がけることとします。

また、常に環境に対する影響を考えて商品購入やものの廃棄にあたるものとします。

自家処理の実施

生ごみの処理に関して、家庭用生ごみ処理機やコンポスト容器を使用するなどして、できる限り自家処理に努めるものとします。

なお、処理にあたっては、悪臭や衛生害虫の発生防止に努めるとともに、必要に応じ地域で連携する等して実施するものとします。

資源ごみの分別排出

市町村等が実施する資源ごみの分別収集に積極的に協力することとします。

町内会や子供会が実施する集団回収に積極的に参加し、集団回収が行われていない場合は、その実施を呼びかけるなど、自らが実施主体となるよう心がけるものとします。

各リサイクル法への対応

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などに係る消費者の役割を認識し、責務を遵守するものとします。

リサイクル商品の使用促進

リサイクル商品を購入使用することが、リサイクルの環を回すことにとって必要不可欠であるとの認識のもとに、「エコマーク商品」など再生資源を使った商品を積極的に使用するものとします。

環境教育・学習の実施と参画

家庭や地域において、ごみ減量化・リサイクルの推進に係る意識を高め、環境に優しいライフスタイルの実践に努めるものとします。

【見直しの視点等】

- 「もったいない」の考え方や実践例について追加する。

(2) 事業者の役割

日常業務でのごみの発生抑制

事業者は商品の供給者であるばかりでなく、大量にものを消費し、廃棄する立場でもあり、廃棄物の発生抑制に果たす役割は極めて重要であるため、次に掲げる事項について、積極的な取組みを実施するものとします。

- ① 過剰包装から簡易包装への転換
- ② 流通包装ごみの抑制
- ③ 使い捨て容器の使用抑制と自主回収の推進
- ④ 民間の資源回収ルート、資源回収システムの確立
- ⑤ オフィス古紙回収の推進
- ⑥ 減量化計画の作成と事業所内体制の整備及び従業員教育の実施
- ⑦ 再生原材料、リサイクル商品の積極的取り扱いと消費者への啓発

製品開発段階からのごみの発生抑制

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）において、循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生抑制、製品等の循環的な利用の促進、適正な処分が事業者の責務とされていることから、次に掲げる事項について、積極的な取組みを実施するものとします。

- ① 製品・容器開発等の事前評価
- ② 製品の省資源化・長寿命化を図る設計・製造
- ③ リサイクル推進のための規格の統一
- ④ 製品の回収・リサイクルの推進
- ⑤ 製品の修理体制の充実

再生事業者による回収・リサイクルの推進

再生事業者は、ごみの減量化・リサイクルの重要な役割を担っていることを認識し、県民、事業者、行政との連携を図りながら、次に掲げる事項について、積極的な取組みを実施するものとします。

- ① 再生事業者による資源回収ルートの確保
- ② 再生技術の開発

各リサイクル法への対応

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法などに係る事業者の役割を認識し、責務を遵守するものとします。

【見直しの視点等】

- 環境マネジメントなどの促進について追加する。

(3) 市町村の役割

推進施策の策定と事業の実施

市町村は、一般廃棄物処理計画や分別収集計画に基づき、ごみ発生の抑制、リサイクル及び適正処理を推進することとされており、ごみ減量化・リサイクルの中心的な役割を担う立場にあり、事業の実施に当たっては効率的に実施するものとします。

住民に対する意識啓発

市町村がごみ減量化・リサイクル施策を推進するためには、住民、事業者の協力を得ることが必要であることから、積極的に情報提供を行い、意識の啓発を図るものとします。

推進体制の確立

廃棄物減量化等推進審議会を設置し、長期展望にたったごみの減量化推進計画を策定するとともに、廃棄物減量化推進員制度を整備し、積極的にごみ減量化を推進するものとします。

各リサイクル法への対応

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などに係る市町村の役割を認識し、責務を遵守するものとします。

住民に対する的確な情報の提供

住民が、継続的にごみの減量化・リサイクルに関する取組みを主体的に行うためには、必要な情報を提供することが重要であることから、市町村は事業の実施状況やごみの減量化・リサイクルに関する実践事例などの情報を的確に提供するものとします。

リサイクル商品の率先購入

リサイクル商品を購入使用することが、リサイクルの環を回すことにとって必要不可欠であるとの認識のもとに、リサイクル商品を率先購入（グリーン購入）するものとします。

【見直しの視点等】

- 各市町村において自らごみの減量化、リサイクルに係る分析を行い、より効果的な施策等について検討し、それを各市町村の一般廃棄物処理計画に盛り込むなどにより、ごみ減量化・リサイクルの推進に努める。
- うつくしま、エコリサイクル製品認定制度で認定した製品の利用促進について追加する。

(4) 県の役割

県民に対する意識啓発

① 県民運動の展開

県民や市町村等と連携し、ごみの発生抑制、再利用、リサイクル及び処理が適正に行われるよう、県民運動を展開します。

② ごみ減量化・リサイクル推進に係る普及啓発

県民に対し、ごみになるものはできるだけ減らすというライフスタイルの定着に向けて啓発に努めます。

小売店などに対し、ごみの減量化・リサイクルに関する積極的な取組みを行うよう啓発に努めます。

生産者に対し、廃棄物の発生の抑制からリサイクルまで生産者が責任を負うという考え方方に立った生産体制が促進されるよう啓発に努めます。

容器包装リサイクル法や家電リサイクル法が円滑に実施されるよう適正な支援に努めます。

③ 環境教育・学習の実施

正しい理解を深めるため、学校や地域において様々な機会をとらえ、環境教育や環境学習を実施します。

市町村との連携・支援

ごみ減量化・リサイクルに関する事業やごみ処理施設等の整備について、市町村と連携するとともに情報提供や技術的支援を行います。

ごみ処理広域化計画の推進

資源ごみの、分別の種類、分別収集や再商品化の方法等を広域化ブロック内で統一して実施するなどの広域的な一般廃棄物の減量化・リサイクルの取組みについて支援します。

国等との連携等

全国レベルで解決を図るべき問題について国等と連携するとともに、施設整備に関する財政支援等については、ごみ減量化等の円滑な推進が図れるよう、国に対して要望します。

各リサイクル法の対応

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などに係る県の役割を認識し、責務を遵守します。

県民に対する的確な情報の提供

県民が、継続的にごみの減量化・リサイクルに関する取組みを主体的に行うためには、必要な情報を提供することが重要であることから、計画目標の達成状況やごみの減量化・リサイクルに関する実践事例などの情報を的確に提供します。

リサイクル商品の率先購入

リサイクル商品を購入使用することが、リサイクルの環を回すことにとって必要不可欠であるとの認識のもとに、リサイクル商品を率先購入(グリーン購入)します。

【見直しの視点等】

- 自動車リサイクル法やパソコンリサイクルなどについても追加する。
- 環境教育・学習に関し「もったいない」の心を生かした意識啓発を追加する。
- うつくしま、エコリサイクル製品認定の推進と認定製品の利用促進について追加する。

(参考) 国の役割

【見直しの視点等】

- 参考として国の役割について国の基本方針から抜粋し、掲載する。

第5節 適正処理の確保

1 市町村における一般廃棄物処理体制の現状

(1) ごみ処理

県内のごみ処理（焼却処理）は、全県域を計画処理区域として、単独の7市町村及び14の一部事務組合の合計21の市町村等で行われています。また、近年は各種リサイクル法の円滑な施行に向けた体制の整備が進められています。

一般廃棄物処理施設は、市町村又は一部事務組合において整備が進められ、平成15年度末において、ごみ処理施設が60施設、一般廃棄物最終処分場が67施設（うち埋立中は26施設）が設置されています。

また、一部の市町村等では、民間業者への委託による処理が行われています。

表5 ごみ処理施設の設置状況

(平成15年度末)

分類	状況	施設数	処理能力
ごみ焼却施設	稼働中	25	2,931 t/日
	建設中	0	0 t/日
粗大ごみ処理施設	稼働中	14	493 t/日
	建設中	0	0 t/日
不燃物処理資源化施設	稼働中	21	303 t/日
	建設中	0	0 t/日
計	稼働中	60	3,727 t/日
	建設中	0	0 t/日
	計	60	3,727 t/日

表6 一般廃棄物最終処分場の設置状況

(平成15年度末)

施設の状況	施設数	残存容量
埋立中	26	2,217,965 m ³
埋立終了	41	—
建設中	0	0 m ³
計	67	2,217,965 m ³

(2) 生活排水処理

県内のし尿・浄化槽汚泥の処理は、全県域を計画処理区域として、単独の3市町及び

15の一部事務組合の合計18の市町村等で行われています。

し尿処理施設は、市町村又は一部事務組合において整備が進められ、平成15年度末において、28施設（うち稼働中は27施設）が設置されています。

表7 し尿処理施設の設置状況

(平成15年度末)

分類	状況	施設数	処理能力
し尿処理施設	稼働中	25	2,188kℓ／日
	建設中	1	130kℓ／日
コミュニティ・プラント	稼働中	2	計画処理人口 5,540人
	建設中	—	—
計	稼働中	27	—
	建設中	1	—
	計	28	—

2 一般廃棄物の自区域内処理

【見直しの視点等】

- 第4章第2節より転記する。

3 適正処理体制の推進

適正処理を確保するため次の施策を推進することとしています。

(1) ごみ処理

廃棄物のリサイクルシステムの整備の促進

県は、市町村域を越えたリサイクルシステム等について、必要な助言や技術的な支援を行い、整備の促進を図ります。

ごみ処理広域化の推進

ごみ処理広域化については、県が平成11年度に策定した「福島県ごみ処理広域化計画」に基づき一般廃棄物処理事業を行う市町村等が主体となって、積極的に推進することとします。

ダイオキシン類対策の徹底

市町村は、廃棄物処理法、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）等の各基準を満たすことのできる施設を設置するとともに適切な維持管理等を行い、ダイオキシン類の排出を出来るだけ抑制するよう努めることとします。

施設の整備

市町村は、地域の状況に応じたごみ処理施設の整備や最終処分場の確保を推進します。

不適正処分場対策等

旧タイプの処分場については、設置者の継続的な監視等により地下水汚染の未然防止を図ります。

(2) 生活排水処理

施設設置の促進

下水道や農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の設置を促進します。

処理の効率化

し尿処理施設の処理の効率化を図るため、規模や処理対象等の検討を行います。

【見直しの視点等】

- 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の高度処理型浄化槽の設置について追加する。

4 災害廃棄物等の処理体制の確保

(1) 災害廃棄物処理

(2) その他

【見直しの視点等】

- 新たに追加する項目である。
- 震災や水害時に発生する災害廃棄物については、通常からの処理体制（施設を含む）の確保や災害廃棄物処理計画を策定し、非常時に速やかな処理を行えるよう近隣市町村との連携体制等を確保することが必要であること。
- 災害以外でもコイヘルペスウィルス病等一時的に多量の廃棄物が発生する場合を想定し、近隣市町村との連携体制を確保することが必要であること。